主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告申立書(「異議申し立て書」と題するもの)記載の抗告趣意は、単なる 法令違反、事実誤認の主張であつて、刑訴法四三三条一項の抗告理由にあたらない。

なお、所論にかんがみ、職権により調査すると、昭和四七年四月四日原審に差し 出された申立人作成の同日付「抗告理由申立書」記載の主張は、準抗告申立の理由 の追加として適法なものと認められるから、原決定がこれについて判断を示さなか つたのは、違法といわなければならない。しかし、一件記録に徴すれば、本件接見 等禁止の裁判が右「抗告理由申立書」に述べられているような目的に利用されたと いう事実はないことがうかがわれるから、原決定を取り消さなければ著しく正義に 反するものとは認められない。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年四月二八日

最高裁判所第三小法廷

_	武	野	天	裁判長裁判官
郎	=	中	田	裁判官
郎	Ξ	村	下	裁判官
郷	小	根	関	裁判官
勝	吉	本	坂	裁判官